

平成22年度京丹波町ホームページ再構築業務 公募型プロポーザル実施要綱

平成22年10月19日

京丹波町企画政策課

1 業務概要

(1) 案件番号

22-C24K

(2) 業務名

平成22年度京丹波町ホームページ再構築業務

(3) 業務目的

本町が開設するホームページが、効果的な広報・広聴活動の推進を図り、町内外の住民にとって魅力があり利用しやすいものにするを重要視する。

同時に、アクセシビリティ（JIS X 8341-3:2010「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器・ソフトウェア・サービス—第3部：WWW コンテンツ」への準拠）に対応するなど情報提供機能の充実を高めることを目指す。

また、職員によるコンテンツの作成・更新の容易性を高め、職員の負荷を増やさずに、JIS X8341-3に準拠した迅速なホームページ更新ができ、改正後のJIS X8341-3の達成基準Aを満たすものとする。

(4) 業務概要（詳細は業務仕様書（別紙1）による）

- ・ ソフトウェアの調達および導入、設定、動作検証等
- ・ コンテンツマネジメントシステム（以下、CMS という）構築、デザインの作成
- ・ ホームページ作成ガイドライン、運用マニュアルの作成
- ・ 既存公式ホームページのデータ移行
- ・ 当該システムの導入教育
- ・ 5年間の保守
- ・ リニューアルに伴う総合的なコンサルティング

(5) 対象公式ホームページ

- ・ <http://www.town.kyotamba.kyoto.jp>（京丹波町公式ホームページ）

ただし、上記ドメイン内の町ケーブルテレビ、教育委員会関係（小・中学校）は再構築の対象外とし、議会は対象内とする。

なお、例規集については、既存のページをそのまま掲載する。

(6) 業務期間

契約の日から平成23年 3月下旬

(7) 業務場所

京丹波町蒲生地内（京丹波町役場）

2 参加資格要件

- (1) 参加予定者がプロポーザルに参加するための資格は、「京丹波町ホームページ再構築業務仕様書」（別紙1）の内容に基づくコンテンツ管理システムの提供、導入、運用、その他必要な業務を行うことができる事業者であること。
- (2) (1)のソフトウェア開発の実績及び当該システムの専門知識及び技術を有すること。
- (3) 5年以内に官公庁等においてコンテンツ管理システムの開発導入実績を有していること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する欠格条項に該当しないこと。
- (5) 公告の日において、京丹波町又は京都府から指名停止の処分を受けている者でないこと。

3 選定方式及び提出書類

(1) 選定方式

公募型プロポーザル方式により、事業者を特定することとし、技術提案書を特定する評価項目と評価点は次のとおりとする。

なお、評価基準の内容については、京丹波町ホームページ入札情報に掲載しているので、参考にすること。

評価項目	評価点
事業全体に対する評価	20
システムの評価	50
デザインの評価	20
保守の評価	20
価格評価	20
プレゼンテーションの内容	15
合計	145

(2) 提出書類の様式

参加表明書及び技術提案書作成については、業務仕様書（別紙1）のとおりとする。

(3) 参加表明書の提出

ア 提出期間

平成22年10月20日（水）午前9時00分から平成22年10月25日（月）
午後5時まで・・・必着（ただし持参の場合は、閉庁日を除く）

- イ 提出方法
 郵送又は持参
- ウ 提出先
 京丹波町監理課

（4）質問書の受付及び回答

- ア 問合せ期限
 平成22年10月25日（月）から10月28日（木）午後5時まで
- イ 問合せ方法
 参加表明書を提出した者は、質問書により、ファクシミリにて質問することがで
 きる。（ファクシミリ以外は受け付けない。）
 なお、手続き及び様式等に関する質問は、電話で受け付ける。
- ウ 問合せ先
 京丹波町監理課
- エ 回答方法
 回答は、平成22年11月2日（火）午後5時までに、京丹波町ホームページ入
 札情報に掲載する。

（5）技術提案書の提出

- ア 提出期間
 平成22年11月4日（木）午前9時00分から平成22年11月8日（月）
 午後5時まで・・・必着（ただし持参の場合は、閉庁日を除く）
- イ 提出方法
 郵送又は持参
- ウ 提出部数
 正本（押印のあるもの）1部、写し2部
- エ 提出先
 京丹波町監理課

（6）プレゼンテーションの実施予定

- ア 実施期間
 平成22年11月10日（水）～11月11日（木）
- イ 実施場所
 京丹波町役場内
- ウ 実施内容
 30分程度のプレゼンテーション、デモンストレーションを行うこと。）

また、提案終了後に質疑応答を行う。(質疑の時間は含まない。)

- ・ 説明に当たって、プロジェクター等の機器を使用することはできるが、機器等は説明者が準備すること。なお、スクリーンは本町で用意するものを使用できる。
- ・ 再構築プロジェクトに主として携わる者が参加すること。
- ・ 現行の京丹波町公式ウェブサイトの状況を踏まえて提案を行うこと。
- ・ 製品機能についてだけでなく、プロジェクトの体制や進め方についても説明すること。
- ・ 当日、説明資料を配布する場合は、6部用意すること。ただし、配布資料は技術提案書の評価に含めない。

エ 説明者

3名以内とする。

オ その他

プレゼンテーションの詳細については、別途連絡する。

(7) 技術提案書の特定

技術提案書を特定した者には特定通知書を送付するとともに、特定しなかった者には非特定通知書を送付する。

また、選定結果については、京丹波町ホームページ入札情報に掲載する。

4 問合せ先・提出先

〒622-0292

京都府船井郡京丹波町蒲生八ツ谷62-6

京丹波町監理課

電話番号(直通) 0771-82-3811

ファクシミリ番号 0771-82-2500

5 留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出されたすべての書類は、当該プロポーザル以外の目的には使用しない。
- (3) 提出されたすべての書類は返還しない。
- (4) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、本町の指名停止措置を行うことがある。
- (5) 提出書類を郵送する場合は、配達確認ができる方法に限ることとし、また、提出期限必着とする。
- (6) その他、京丹波町プロポーザル方式試行要領及び関係規程によるものとする。
- (7) 京丹波町ホームページ入札情報のURLは次のとおり。

http://www.town.kyotamba.kyoto.jp/gyosei_nyusatsujyoho.asp?gsid=37